



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 1月30日金曜日 第1528号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....89

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要（2件）.....90

介護機関の指定.....92

指定介護機関の廃止の届出.....92

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....92

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....93

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（4件）.....93

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....94

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....95

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....95

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....95

指定居宅サービス事業者の指定.....96

指定居宅介護支援事業者の指定.....97

指定介護療養型医療施設の指定.....97

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....97

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....97

指定居宅サービス事業の廃止.....98

指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....98

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....99

解除予定保安林（3件）.....100

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止の一部改正.....100

収用及び使用の手の開始.....100

道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）.....100

道路の供用開始（"）.....101

道路の区域変更（県道蔭淵下波線）.....101

開発行為に関する工事の完了.....101

正 誤

平成15年10月17日付け第1501号愛媛県告示第1999号（瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要）中.....101

告 示

○愛媛県告示第164号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東京都港区新橋五丁目11番3号

- 住友金属鉱山株式会社
代表取締役 福島孝一
- 事業場の名称及び所在地
新居浜市西原町三丁目5番1号
住友金属鉱山株式会社ニッケル工場
 - 特定施設に関する事項

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第62号 水磨ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり4ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1 最大 0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20,000 最大 30,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 10 最大 10	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和50年 7月10日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理
処 理 施 設 の 型 式	中和凝集沈殿法
処 理 施 設 の 構 造	鉄製+ゴムライニング

処理施設の主要寸法	縦 26メートル 横 53メートル 高さ 9メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 7 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.0 最大 9.9	通常 9.0 最大 9.9
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,240 最大 4,000	通常 25 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 19.9 最大 20	通常 19.9 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 1.5	通常 0.3 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,100 最大 1,300	通常 1,100 最大 1,300	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 南排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 7.1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 45
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.3 最大 15.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,235 最大 9,745	

(2) 北排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.9
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,120 最大 9,630	

○愛媛県告示第165号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び東予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
フジボウ愛媛株式会社
東予市大新田 272 番地
代表取締役社長 橋本光彦
- 事業場の名称及び所在地
フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場
東予市大新田 272 番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1号第19号チ、第64の2号イ及びロ
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法
- 汚水等の処理施設に関する事項

		変 更 前	変 更 後		
処理施設の主要寸法		ばっ気槽 2,900立方メートル	生物処理槽 4,077立方メートル		
処理施設の能力		1日当たり6,920トン処理	1日当たり2,600トン処理		
汚水等の処理の方式		自然沈降+中和ばっ気+凝沈中和活性汚泥方式	自然沈降+嫌気-好気浮遊循環式生物処理方式		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.5 最大 5.1~8.9	通常 7.0~8.5 最大 5.1~8.9	通常 7.0~8.5 最大 5.1~8.9	通常 7.0~8.5 最大 5.1~8.9

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 100	通常 24.8 最大 39.8	通常 60 最大 100	通常 21.2 最大 31.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 86 最大 116	通常 42.8 最大 57.8	通常 86 最大 116	通常 42.8 最大 57.8
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 56.3 最大 120	通常 56.3 最大 120	通常 56.3 最大 120	通常 17.7 最大 27.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,555 最大 1,940	通常 1,555 最大 1,940	通常 1,555 最大 1,940	通常 1,555 最大 1,940	

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第一排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.5 最大 5.1~8.9	通常 7.0~8.5 最大 5.1~8.9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 24.8 最大 39.84	通常 21.2 最大 31
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 42.82 最大 57.77	通常 42.82 最大 57.77
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 56.3 最大 120	通常 17.7 最大 27
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,555 最大 1,940	通常 1,555 最大 1,940

(2) 第二排水口

変更無し

○愛媛県告示第166号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

取締役社長 大西 淳

2 工場・事業場の名称及び所在地

四国電力株式会社 伊方発電所

西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第72号

4 変更しようとする事項の内容

排出水の汚染状態及び量等の変更

5 汚水等の処理施設に関する事項

1・2号機総合排水処理装置

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 84 最大 86	通常 10 最大 15	通常 84 最大 86	通常 6.26 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 45	通常 27 最大 45	通常 27 最大 45	通常 11.25 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2	通常 0.66 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,473 最大 1,692	通常 1,473 最大 1,692	通常 1,473 最大 2,025	通常 1,473 最大 2,025

3号機総合排水処理装置

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 94 最大 95	通常 10 最大 15	通常 94 最大 95	通常 6.26 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 45	通常 20 最大 40	通常 27 最大 45	通常 11.25 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 0.66 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,065 最大 1,515	通常 1,065 最大 1,515	通常 1,065 最大 2,845	通常 1,065 最大 2,845

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

1、2号機放水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3

化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0	通常 1.5 最大 2.0
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3未満 最大 3未満	通常 3未満 最大 3未満
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.4
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.04	通常 0.02 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6,533,313 最大 6,533,532	通常 6,533,313 最大 6,533,865

3号機放水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3未満 最大 3未満	通常 3未満 最大 3未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.4

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.04	通常 0.02 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5,617,065 最大 5,617,475	通常 5,617,065 最大 5,618,845

備考 この他に、雨水排水口が12箇所ある。

○愛媛県告示第167号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指定年月日
医療法人鈴木外科	医療法人鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路甲96番地2	平成15年12月8日

○愛媛県告示第168号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
鈴木外科	鈴木勝博	北宇和郡吉田町大字北小路甲96番地2	平成15年12月8日

○愛媛県告示第169号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人大志会	八幡浜市古町一丁目6番12号	訪問介護事業所うちこ園	喜多郡内子町知清544番地	平成15年12月15日
医療法人鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路甲96番地2	医療法人鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路甲96番地2	平成15年12月8日
有限会社介護センター津島	北宇和郡津島町北灘乙2041番地	介護センター津島指定訪問介護事業所	北宇和郡津島町北灘乙2041番地	平成15年11月14日
株式会社幸耀	香川県高松市田村町948	株式会社幸耀愛媛事業部新居浜営業所	新居浜市田所町2-25	平成15年11月4日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービスのんびりさん	新居浜市桜木町8番37号	平成15年11月18日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	中萩診療所	新居浜市萩生1061	平成16年1月7日

○愛媛県告示第 170 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人大志会	八幡浜市古町一丁目 6 番12号	居宅介護支援事業所うちこ園	喜多郡内子町内子丙18番地17	平成15年12月15日
有限会社介護センター津島	北宇和郡津島町北灘乙2041番地	介護センター津島指定居宅介護支援事業所	北宇和郡津島町北灘乙2041番地	平成15年11月14日

○愛媛県告示第 171 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目 8 番35号	（変更後） おかげさん	今治市東村五丁目 8 番35号	平成15年11月 1日
		（変更前） 介護ショップおかげさん		
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	（変更後） 株式会社トーカイ訪問入浴サービス今治出張所	今治市桜井二丁目甲1582 - 1	平成15年 3月 1日
		（変更前） 株式会社トーカイ今治出張所		

○愛媛県告示第 172 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ訪問入浴サービス今治出張所	（変更後） 今治市東村南二丁目 2 - 13	平成15年 7月28日
			（変更前） 今治市桜井二丁目甲1582 - 1	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目 6 - 23	済生会今治訪問介護事業所 さいせい	（変更後） 今治市北日吉町一丁目 7 番43号	平成15年12月 1日
			（変更前） 今治市喜多村七丁目 2 番41号	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目 6 - 23	済生会今治訪問看護ステーション	（変更後） 今治市北日吉町一丁目 7 番43号	平成15年12月 1日
			（変更前） 今治市喜多村七丁目 1 番 6 号	

○愛媛県告示第 173 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所

の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅の 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
吉田興産有限会社	（変更後） 北宇和郡広見町大字内深田 1067番地2	介護福祉サービスさくら	（変更後） 北宇和郡広見町大字内深田 1067番地2	平成15年11月4日
	（変更前） 北宇和郡広見町芝42番地3		（変更前） 北宇和郡広見町芝42番地3	

○愛媛県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅の 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
吉田興産株式会社	（変更後） 北宇和郡広見町大字内深田 1067番地2	グループホームさくら	北宇和郡広見町内深田1067 番地2	平成15年11月4日
	（変更前） 北宇和郡広見町芝42番地3			
社会福祉法人恩賜財団済生 会支部愛媛県済生会	（変更後） 松山市山西町997番地1	済生会今治訪問介護事業所 さいせい	今治市北日吉町一丁目7番 43号	平成15年12月2日
	（変更前） 松山市大手町二丁目6-23			
社会福祉法人恩賜財団済生 会支部愛媛県済生会	（変更後） 松山市山西町997番地1	済生会今治訪問看護ステー ション	今治市北日吉町一丁目7番 43号	平成15年12月2日
	（変更前） 松山市大手町二丁目6-23			
社会福祉法人恩賜財団済生 会支部愛媛県済生会	（変更後） 松山市山西町997番地1	済生会今治老人保健施設希 望の園	今治市喜多村七丁目1番6 号	平成15年12月2日
	（変更前） 松山市大手町二丁目6-23			

○愛媛県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生 会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目6-23	済生会今治指定居宅介護支 援事業所さいせい	（変更後） 今治市北日吉町一丁目7番 43号	平成15年12月1日
			（変更前） 今治市喜多村七丁目1番6 号	

○愛媛県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	(変更後) 松山市山西町997番地1	済生会今治指定居宅介護支援事業所さいせい	今治市北日吉町一丁目7番43号	平成15年12月2日
	(変更前) 松山市大手町二丁目6-23			

○愛媛県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
鈴木勝博	北宇和郡吉田町大字北小路甲96番地	鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路甲96番地2	平成15年12月8日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン今治ケアセンター	今治市末広町2-3-15	平成14年9月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン北条ケアセンター	北条市久保395-13	平成12年9月30日

○愛媛県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン今治ケアセンター	今治市末広町2-3-15	平成14年9月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン北条ケアセンター	北条市久保395-13	平成12年9月30日

○愛媛県告示第179号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300106115	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折口雅博	児童居宅介護	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町2-3-21	平成16年1月15日
38000300107113	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折口雅博	児童居宅介護	株式会社コムスン今治天保山ケアセンター	今治市天保山町三丁目1番3	平成16年1月15日
38000300108111	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折口雅博	児童居宅介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	川之江市上分町358番地1	平成16年1月15日
38000300109119	有限会社糸山タクシ	今治市高部甲154番地1	越智 惇	児童居宅介護	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番地1	平成16年1月15日
38000300110117	有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	富永 綾	児童居宅介護	ヘルパーステーションこころ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	平成16年1月15日

38000300111115	有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町11 64番地3	高 橋 誠	児童居宅介護	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2 - 12 - 44	平成16年 1月15日
----------------	--------------	---------------------	-------	--------	----------------------	-----------------------	----------------

○愛媛県告示第 180 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100120118	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	身体障害者居宅介護	株式会社コムスン今治天保山ケアセンター	今治市天保山町三丁目1番3	平成16年 1月15日
38000100121116	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	身体障害者居宅介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	川之江市上分町358番地1	平成16年 1月15日
38000100122114	有限会社糸山タクシー	今治市高部甲154番地1	越 智 惇	身体障害者居宅介護	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番地1	平成16年 1月15日
38000100123112	有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	富 永 綾	身体障害者居宅介護	ヘルパーステーションこころ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	平成16年 1月15日
38000100124110	有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町11 64番地3	高 橋 誠	身体障害者居宅介護	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2 - 12 - 44	平成16年 1月15日

○愛媛県告示第 181 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200141113	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居宅介護	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町2 - 3 - 21	平成16年 1月15日
38000200142111	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居宅介護	株式会社コムスン今治天保山ケアセンター	今治市天保山町三丁目1番3	平成16年 1月15日
38000200143119	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居宅介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	川之江市上分町358番地1	平成16年 1月15日
38000200144117	有限会社糸山タクシー	今治市高部甲154番地1	越 智 惇	知的障害者居宅介護	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番地1	平成16年 1月15日
38000200145114	有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	富 永 綾	知的障害者居宅介護	ヘルパーステーションこころ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	平成16年 1月15日
38000200146112	有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町11 64番地3	高 橋 誠	知的障害者居宅介護	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2 - 12 - 44	平成16年 1月15日

○愛媛県告示第 182 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3810210603	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	通所リハビリテーション	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	愛媛県今治市北日吉町一丁目7番43号	平成15年12月1日
3870300518	有限会社ライズ	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1 - 13	訪問介護	ヘルパーステーションこころ	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1 - 13	平成15年12月1日
3870103425	株式会社コムスン	東京都港区六本木6 - 10 - 1	訪問入浴介護	株式会社コムスン松山東部ケアセンター	愛媛県松山市北久米町560 - 3	平成15年12月4日
3871000349	株式会社ケアメイツ・ネットワーク	愛媛県松山市天山二丁目5番5号	訪問介護	アトムケアサポート伊予	愛媛県伊予市下吾川15 13 - 4	平成15年12月4日

3870103722	有限会社アイファミリ	愛媛県松山市今在家一丁目11番12号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームファミリ	愛媛県松山市北梅本町甲3264	平成15年12月19日
3870200817	愛警サービス株式会社	愛媛県今治市北宝来町一丁目2番20愛媛県警備ビル4階	訪問介護	愛警サービス株式会社	愛媛県今治市北宝来町一丁目2番20愛媛県警備ビル4階	平成15年12月19日
3870103730	社会福祉法人喜久寿	愛媛県温泉郡重信町北野田533-1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームウェルケアみどろ	愛媛県松山市水泥町132番地1	平成15年12月24日
3870103748	社会福祉法人喜久寿	愛媛県温泉郡重信町北野田533-1	通所介護	指定通所介護事業所デイサービスセンターウェルケアみどろ	愛媛県松山市水泥町132番地1	平成15年12月24日
3870300534	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	福祉用具貸与	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	平成15年12月25日

○愛媛県告示第 183 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870200809	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997-1	居宅介護支援	在宅介護支援センターさいせい	愛媛県今治市喜田村7-1-6	平成15年12月1日
3870300526	介護サービスあすなろ有限公司	愛媛県宇和島市本町追手二丁目1番41号	居宅介護支援	介護サービスあすなろ有限公司	愛媛県宇和島市本町追手二丁目1番41号	平成15年12月19日
3871000356	有限会社たちばな	愛媛県伊予市灘町136番地2	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ハートフルたちばな	愛媛県伊予市灘町136番地2	平成15年12月24日
3870200825	有限会社いよ路サービス	愛媛県今治市鯉池町一丁目1番22号	居宅介護支援	有限会社いよ路サービス	愛媛県今治市鯉池町一丁目1番22号	平成15年12月25日

○愛媛県告示第 184 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定した。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護療養型医療施設		指定年月日
				名称	所在地	
3813028077	新宮村	愛媛県宇摩郡新宮村大字新宮461番地	介護療養型医療施設	新宮村国民健康保険診療所	愛媛県宇摩郡新宮村新宮50番地	平成15年11月1日

○愛媛県告示第 185 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3810528251	医療法人社団久和会	愛媛県新居浜市喜光地町1-13-29	短期入所療養介護	医療法人社団久和会立花外科病院	医療法人社団久和会立花病院	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目13番29号	平成15年12月1日
3860590078	社団法人新居浜市医師会	愛媛県新居浜市庄内町4-7-54	訪問看護	訪問看護ステーション医師会中央	訪問看護ステーション医師会	愛媛県新居浜市庄内町4-7-54	平成15年12月1日

○愛媛県告示第 186 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所所在地 又は住所	サービスの 種類	指定居宅サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870800285	うま農業協同組合	愛媛県伊予三島市金子 2-4-23	訪問介護	JAうま居宅介護支 援センター	愛媛県伊予三島市 中央1-1-27	愛媛県川之江市妻 鳥町1525番地	平成15年 11月1日
3870800285	うま農業協同組合	愛媛県伊予三島市金子 2-4-23	福祉用具 貸与	JAうま居宅介護支 援センター	愛媛県伊予三島市 中央1-1-27	愛媛県川之江市妻 鳥町1525番地	平成15年 11月1日
3857780013	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2 -5-5	通所リハ ビリテー ション	老人保健施設れんげ 荘	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3857780013	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2 -5-5	短期入所 療養介護	老人保健施設れんげ 荘	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3860190010	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2 -5-5	訪問看護	れんげ荘老人訪問看 護ステーション	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3870100850	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2 -5-5	訪問介護	ヘルパスステーショ ンれんげ	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3870101031	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井三 丁目3番5号	訪問介護	有限会社山起会ライ フサプライ	愛媛県松山市東石 井町122-5	愛媛県松山市東石 井三丁目3番5号	平成15年 11月25日
3870101031	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井三 丁目3番5号	福祉用具 貸与	有限会社山起会ライ フサプライ	愛媛県松山市東石 井町122-5	愛媛県松山市東石 井三丁目3番5号	平成15年 11月25日
3860290364	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7-1	訪問看護	済生会今治訪問看護 ステーション	愛媛県今治市喜田 村7-1-6	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月1日
3870102443	特定非営利活動法人支 援センターえひめ	愛媛県松山市市谷町甲60 番地2	訪問介護	NPO支援センター えひめ	愛媛県松山市市谷町 甲60番地2	愛媛県松山市姫原 三丁目8番29UK ENA姫原I 3 F南	平成15年 12月1日
3870200155	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7-1	訪問介護	済生会今治訪問介護 事業所さいせい	愛媛県今治市喜田 村7-2-41	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月1日
3870200155	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7-1	訪問入浴 介護	済生会今治訪問介護 事業所さいせい	愛媛県今治市喜田 村7-2-41	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月1日

○愛媛県告示第187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3873500601	株式会社ケアメイツ・ ネットワーク	愛媛県松山市天山二丁 目5番5号	訪問介護	アトムケアサポート砥 部	愛媛県伊予郡砥部町高 尾田718番地	平成15年12月4日

○愛媛県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所所在地 又は住所	サービスの 種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870800285	うま農業協同組合	愛媛県伊予三島市金子 2-4-23	居宅介護 支援	JAうま居宅介護支 援センター	愛媛県伊予三島市 中央1-1-27	愛媛県川之江市妻 鳥町1525番地	平成15年 11月1日
3870100314	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2 -5-5	居宅介護 支援	松山市在宅介護支援 センターれんげ荘指 定居宅介護支援事業 所	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3870101031	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井三 丁目3番5号	居宅介護 支援	有限会社山起会ライ フサプライ	愛媛県松山市東石 井町122-5	愛媛県松山市東石 井三丁目3番5号	平成15年 11月25日

3870102443	特定非営利活動法人支援センターえひめ	愛媛県松山市谷町甲60番地2	居宅介護支援	NPO支援センターえひめ	愛媛県松山市谷町甲60番地2	愛媛県松山市姫原三丁目8番29UKE N A 姫原 I 3 F 南	平成15年12月1日
3870200056	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997-1	居宅介護支援	済生会今治指定居宅介護支援事業所さいせい	愛媛県今治市喜田村7-1-6	愛媛県今治市北日吉町1-7-43	平成15年12月1日
3813610023	医療法人里久会	愛媛県喜多郡五十崎町平岡135-1	居宅介護支援	土居内科外科医院	愛媛県喜多郡五十崎町平岡甲139-1	愛媛県喜多郡五十崎町平岡甲135-1	平成15年12月10日

○愛媛県告示第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
フジグラン伊予	伊予市米湊字安広728番地3	大規模小売店舗の名称	フジグラン伊予	フジ伊予店	平成16年 1月7日	平成16年 1月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第190号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年月日	届出 年月日
フジ伊予店	伊予市米湊字安広728番地3	フジ店舗南西側別敷地駐車場の自動車の出入口の位置（1箇所）	敷地西側部分	敷地西側部分（東側に移設）	平成16年 1月9日	平成16年 1月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 191 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字高田丁 626 の 5、丁 627 の 9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 192 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡津島町岩松字保木ノ上乙 191 の 5
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡津島町岩松字保木ノ上乙 191 の 2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第 193 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所

○愛媛県告示第 196 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字猿田乙64番 5 から 同市喜多山字下組乙44番 5 まで	旧	メートル 4.3~20.0	キロメートル 0.363	
			新	8.0~32.0	0.360	

南宇和郡城辺町僧都 878 の 8 から 878 の13まで、 879 の 10、 879 の11

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 194 号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止（昭和63年10月愛媛県告示第1183号）の一部を次のように改正し、平成16年 2月 2 日から施行する。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表上浦加入区の項を次のように改め、同表御島加入区の項を削る。

| 大三島加入区 | 大三島漁業協同組合の地区 |

○愛媛県告示第 195 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第34条の 3 の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。
平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
県道鳥井喜木津線改築工事（伊方越バイパス・愛媛県西宇和郡伊方町亀浦地内から同県同郡同町伊方越地内まで）及び町道付替工事・河川改修工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
愛媛県西宇和郡伊方町伊方越地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
愛媛県西宇和郡伊方町伊方越地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
愛媛県伊方町役場

○愛媛県告示第 197 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字猿田乙64番 5 から 同市喜多山字下組乙44番 5 まで	平成16年 1月30日

○愛媛県告示第 198 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔣淵下波線	宇和島市遊子716番地先から 同市遊子835番地先まで	旧	メートル 13.7~24.0	キロメートル 0.153	
			新	14.6~39.6	0.149	

○愛媛県告示第 199 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成16年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局伊土検（開）第43号 平成16年 1月19日	伊予郡松前町大字神崎字藪ノ鼻346番 3	松山市土居町1022番地 7 メゾンエクレール A - 205号 西 原 知 子
15西局丹土（開）第21号 平成16年 1月19日	東予市三津屋大字三津屋456番地 1 及び北条大字北条1636番 1	西条市神拝甲30番地の24 有限会社 みうら不動産 代表取締役 三 浦 勉
15松局建（開）第27号 平成16年 1月20日	北条市小川字盛信甲34番 4、甲34番27、甲34番34、甲34番35及び甲 34番36	今治市別宮町一丁目 2 番地 3 キスケ株式会社 代表取締役 山 路 義 則
15三土（開）第 8 号 平成16年 1月21日	宇摩郡土居町大字野田乙122番 1、乙123番 1、乙123番 2、乙124番 、乙126番 1、乙126番 2、乙126番 3、乙126番 4、乙126番 5、乙1 26番 6、乙127番 1、乙127番 6、乙127番 7、乙127番 9 及び乙127 番10	宇摩郡土居町大字野田乙126番地 1 ベガサス運輸株式会社 代表取締役 矢 野 達 夫

正 誤

○正 誤

平成15年10月17日付け第1501号愛媛県告示第1999号（瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条による特定施設の設置の許可申請の概要）中

ページ	箇 所	誤	正
1100	上から14行目	西条市ひうち字東ひ うち18 - 25	西条市ひうち字東ひ うち18 - 24

